

虐待防止法

種類(施行年)	児童虐待防止法(H12)	DV防止法(H13)	高齢者虐待防止法(H18)	障害者虐待防止法(H24)
名称	児童虐待の防止に関する法律	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
目的	児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、虐待防止に関する国及び地方公共団体に責務、虐待を受けた児童の保護、及び自立支援の措置等	人権の擁護と男女平等の実現を図るため配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護。	高齢者虐待の防止、養護者に対する支援。	障害者(18歳以上)虐待の防止、養護者に対する支援。 障害者とは障害者基本法第2条第一号に規定する障害者。
虐待の定義	保護者がその監護する児童(18歳未満)に行う行為	配偶者(事実婚も含む)からの暴力 被害者：配偶者から暴力を受けた者	養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待	養護者、障害者福祉施設従事者等及び使用者による障害者虐待
類型	身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任、性的虐待	身体に対する暴力等：身体に対する暴力、心身に有害な影響を及ぼす言動。(離婚後も含む)	身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待	身体的虐待、心理的虐待、放棄・放任、性的虐待、経済的虐待
通告・相談先	福祉事務所若しくは児童相談所	婦人相談所(都道府県)、市町村(配偶者暴力相談支援センター)、警察官	市町村及び委託を受けた高齢者虐待対応協力者(地域包括支援センターなど)	養護者・施設：市町村及び委託を受けた障害者虐待対応協力者(障害者虐待防止センター) 使用者：市町村、都道府県
その他	第3条：何人も児童に対し、虐待をしてはならない。 第11条：児童虐待を行った保護者に対する指導。 虐待を受けた児童等に対する支援。親権の行使、他。	第10条：裁判所からの保護命令(接近や接見の禁止等)	対応に措置、立入調査、面会制限等あり。	第3条：何人も障害者に対し、虐待してはならない。 使用者虐待では都道府県労働局との連携 都道府県障害者権利擁護センター・市町村障害者虐待防止センターの設置